

地域のみなさん

「人・農地プラン」をご存じですか

★「人・農地プラン」って何？

「人・農地プラン」は、耕作放棄地の問題など、地域が抱えている人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。集落や地域の皆さんが話し合いをして、

- ◎ 今後の地域で中心となる農業経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- ◎ 中心となる農業経営体へ、どのように農地を集めるか
- ◎ 中心となる農業経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）でどのように地域農業を進めていくのか（生產品目や6次産業化など）

などを決めて市町村がプラン（設計図）を作っていきます。

★「人・農地プラン」に取り組むとこんなメリットが・・・

○プランに担い手（中心経営体）として位置付けられると、

- ・ 農業を始めて間もない時期に、経営が安定するまで最長5年間、給付金が給付されます【青年就農給付金（経営開始型）】
- ・ 認定農業者の方は、機械や施設を購入する際の資金としてスーパーL資金を利用する場合、当初5年間が無利子化されます。
- ・ 農業用機械や施設を導入する際に、経営体育成支援事業（国補助事業）が個人（経営体）として活用できるようになります。

○農地の貸し手として位置づけられると、

- ・ 離農等により、山梨県農地中間管理機構※へ農地を貸付け、中心経営体等への農地集積に協力すると経営転換協力金が支払われます。
- ・ 中心経営体等の担い手の農地に隣接した農地を山梨県農地中間管理機構へ農地を貸付け、中心経営体等の農地集約に協力した場合、耕作者集積協力金が支払われます。

○プランを作成した地域に対しては、

- ・ 地域で山梨県農地中間管理機構にまとまった農地を貸付けた場合、地域に対して地域集積協力金が支払われます。

（注）メリット措置等については、それぞれで要件がありますので、市町村、農務事務所にご相談ください。

連絡先：南部町役場産業振興課
 峡南農務事務所地域農政課

0556-64-4839
055-240-4113



農地を貸したい方、借りたい方

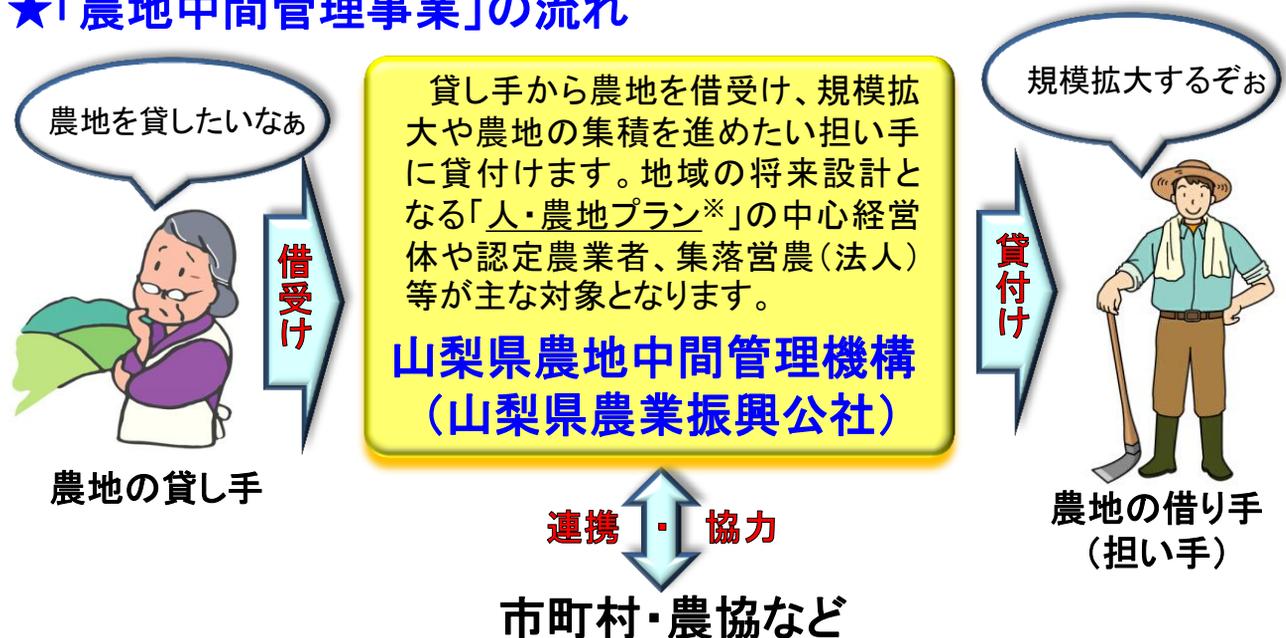
「山梨県農地中間管理機構」

をご存じですか

★「山梨県農地中間管理機構」って何？

耕作放棄地や耕作できなくなった農地を借受けて適正に管理し、担い手へ貸付ける役割を担う公的な機関です。

★「農地中間管理事業」の流れ



★山梨県農地中間管理機構を使うとこんなメリットが…

- 公的な機関を通じた取組ですので、**安心して貸付け・借受け**が行えます。
- 農地の貸し手に対しては**、（※条件により借り受けできない場合があります）
 - ・賃料は機構から支払われ、契約期間が満了すれば、農地は確実に戻ります。
 - ・要件を満たせば、**機構集積協力金**の交付を受けられます。
- 農地の借り手(担い手)に対しては**、（※**機構への農地の借受希望申込が必要**です）
 - ・長期の経営計画（耕作）が可能となり、**経営の安定化**が図られます。
 - ・貸し手が複数の場合でも、契約は機構とだけで済みます。
 - ・条件により、**まとまった農地の借受け**や、分散した**農地の集約化**ができます。

※詳しい内容については市町村、農務事務所、山梨県農業振興公社に、お気軽にご相談ください。

連絡先：南部町役場産業振興課	0556-64-4839
峡南農務事務所地域農政課	055-240-4113
山梨県農業振興公社	055-232-2760